

野田市総合公園水泳場整備検討支援業務委託

仕様書

※本仕様書は、優先交渉権者からの提案内容を基に協議により詳細を決定します。

第1章 総則

(総則)

第1条 本仕様書は、野田市（以下「甲」という。）が委託する「野田市総合公園水泳場整備検討支援業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(背景と目的)

第2条 野田市総合公園水泳場（以下「水泳場」という。）は、昭和55年の開場以来、市民が気軽に水に親しむことのできるふれあいの場として、幅広い年齢層の方に利用されてきた。しかし、施設や設備の老朽化により、利用者の安全を確保するには大規模な改修が必要となることや屋外プールは利用期間が夏季の2か月程度に限られることから、費用対効果の観点等により、現在の水泳場は廃止とし、新たに室内温水プールの整備を検討することとした。

また、学校プールの老朽化も課題であることから、学校における水泳授業の受け入れも将来的に視野に入れ、施設整備を行う。

本業務は、室内温水プールを軸とした総合公園水泳場跡地の整備について、PFI等の官民連携事業として実施すべく、民間活力導入可能性調査の実施を前提とし、野田市の示す方針に従い、整備方針を作成することを目的とする。

なお、原則として民間活力導入可能性調査については、業務の性質から効率的に調査を実施できるよう、本業務の受託者に優先的に発注を予定するものとする。

(作業計画)

第3条 受託者（以下「乙」という。）は、最初に、主任技術者を定め、甲の承認を得た後、作業工程表その他必要な書類を提出して甲の承認を受けなければならない。

(責務)

第4条 本業務に必要な既存資料は甲が貸与するが、貸与資料について、乙の過失により破損紛失などを生じた場合には、乙がその責任を負うものとする。

2 貸与資料の保管には十分注意し、その資料の内容並びに本業務の過程及び結果

から知り得た情報などについて甲の許可なく公表してはならない。

(履行期間)

第5条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和6年3月15日までとする。

(協議)

第6条 本仕様書に定めのない事項、または作業の過程において本仕様書の内容若しくは解釈について疑義を生じた場合には、甲乙協議して決定するものとする。

第2章 委託業務内容

(業務内容)

第7条 本業務の内容は、以下に示すとおりとする。

(1) 現状把握

① 関係法令、周辺状況等の前提条件整理

本業務で想定する事業用地（総合公園水泳場跡地：約18,000㎡）に関し、再整備の前提となる建築基準法・都市計画等の関係法令の他、敷地の周辺状況（アクセス、周辺施設）を整理する。

② 既存水泳場の現状把握

学校利用も想定し、市内における水泳場の状況について整理を行う。

(2) 施設整備コンセプトの検討

① 室内温水プール及びその他導入を想定する機能とその規模感を整理する。

② 既存の水泳場解体に係る概算事業費も考慮の上、室内温水プールの整備を優先し、残る敷地部分の活用については、財政状況も考慮し将来的に整備を行う二段階での整備も含めて検討する。

③ 導入機能の検討に当たっては、類似事例を参照するなどしたアイデアベースでの検討を行う。

④ 学校プール機能の集約など、導入施設を効果的に利活用する方法についても検討する。

(3) 整備方針の作成

① 民間事業者簡易ヒアリング

(1)(2)の結果をもとに、事業の実現可能性、民間事業者の参入意向や活用アイデア等を把握するため、民間事業者数社を対象にヒアリングを行う。対象、事業者数は市と協議の上、決定する。

② 官民連携による基本的な事業スキーム検討

官民連携手法で適用可能性のある事業スキームを整理する。整理した方式

のメリット・デメリット及び再整備を進めるに当たっての課題を整理する。

③ 整備方針のとりまとめ

整備予定施設・機能・ゾーニングイメージ・事業スキームのイメージ等の整備方針を取りまとめ、施設の再整備に係る事業スケジュール案及び工程上の留意事項を整理する。

(検査)

第8条 本業務については、所定の成果品について甲の検査を受け、この合格を得て完了とし、成果品の引き渡しを行うものとする。

2 本業務完了後であっても、成果品に誤りがあった場合には速やかに修正を行うものとし、これにかかる費用は全て乙の負担とする。

第3章 成果品

(成果品)

第9条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 野田市総合公園水泳場整備検討支援業務報告書（A4サイズ製本）2部
- (2) 報告書電子データ（CD-ROMなど）

(納入場所)

第10条 本業務の成果品は、野田市自然経済推進部スポーツ推進課に納入するものとする。